

第 2 1 2 回府中市建築審査会

令和 4 年 4 月 1 5 日開催第 2 1 2 回府中市建築審査会に上程された議案について、下記のとおり議決された。

審議概要

1 開催日時 令和 4 年 4 月 1 5 日（金）午後 2 時 5 5 分～午後 5 時 5 3 分

2 開催場所 府中市役北庁舎 3 階会議室

3 出席者

会長 1 名、委員 4 名

特定行政庁及び事務局（都市整備部職員 8 名）

4 傍聴人 0 名

5 議題

第 1 号～第 7 号議案

建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定に基づく許可

（敷地と道路の関係）

第 8 号議案

建築基準法第 4 8 条第 6 項ただし書の規定に基づく許可

（用途地域内の用途制限の緩和）

6 議題の概要

議案番号	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号
建築場所	小柳町三丁目	日新町五丁目	南町一丁目	栄町三丁目
工事種別	新築	新築	新築	新築
主要用途	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅
構造	木造	木造	木造	木造
階数	地上 2 階建て	地上 2 階建て	地上 2 階建て	地上 2 階建て
延べ面積	61.68 m ²	78.56 m ²	68.72 m ²	96.88 m ²
最高高さ	8.171m	8.555m	7.078m	8.627m

議案番号	第 5 号	第 6 号	第 7 号	第 8 号
建築場所	北山町二丁目	是政一丁目	若松町一丁目	天神町二丁目
工事種別	新築	新築	新築	新築
主要用途	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅	屋外観覧場
構造	木造	木造	木造	R C 造
階数	地上 2 階建て	地上 2 階建て	地上 2 階建て	地上 2 階建て
延べ面積	141.20 m ²	53.52 m ²	85.68 m ²	615.28 m ²
最高高さ	8.348m	8.199m	8.800m	7.35m

7 議事

議案第 1 号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、権利者による協定の経緯や道の現況等について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

議案第 2 号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、現況の道路幅員や今後の道路形状について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

議案第 3 号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、権利者の協定の道路の形状等について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

議案第 4 号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、協定の範囲や隣地境界等について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

(5) 議案第5号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、申請敷地の形状や協定の適用範囲について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

(6) 議案第6号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、隣接する水路や隣接する道路等について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

(7) 議案第7号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、協定の道上にある塀や赤道等について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

(8) 議案第8号について

特定行政庁より府中の森公園内の既存のサッカー・ホッケー場施設を改修し、サッカー・ホッケー・ラグビー場施設として用いられる運動施設の競技観戦のための観覧場としての利用であり、総合公園としてグラウンド環境の向上、都民の多目的なスポーツ振興を促進する目的として計画されたものであるため、公益的な施設と認められるとの説明がされた。

その上で、第二種住居地域における良好な住居の環境を害する恐れがなく、又、公益上やむを得ないと認められることから許可したい旨の意見が出された。

委員からは、申請理由や建築物の高さ等について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。